

## 計算書類に対する注記(法人全体用)

## 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

## 2. 重要な会計方針

## (1) 固定資産の減価償却の方法□

## ①□ 建物□

□

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得した

ものについては定額法□ によっている。□

□ □

□

□

□

## ②□ 器具及び備品□

□

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得した

ものについては定額法□ によっている。□

□

## ③ 構築物□

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得した

ものについては定額法□ によっている。

## ④ 機械及び装置

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得した

ものについては定額法□ によっている。

## ⑤ 車両運搬具

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得した

ものについては定額法□ によっている。

※ 葬祭大博町拠点は、建物以外は定率法を採用している。

## (2) 消費税等の会計処理

□

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

## (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間耐用年数とし、残存価額を0とする定額法によっている。

## (4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引□

□

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

## 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 4. 法人で採用する退職給付制度

常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入して

いる。

## 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

当法人の作成する計算書類等は以下のとおりになっている。□

□

## (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式) □

□

## (2) 当法人では社会福祉事業のみを実施しているため事業区分別内訳表は作成していない。□

□

## (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

□

- (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
- ア 法人本部拠点区分（社会福祉事業）  
「法人本部」
- イ 特別養護老人ホーム拠点区分  
「特別養護老人ホーム歴史の里」  
「短期入所生活（ショートステイ）歴史の里」  
「居宅介護支援センター」
- ウ 老人通所介護拾六町拠点区分  
「拾六町（老人）デイサービスセンター」
- エ 葬祭大博町（みんせい）拠点区分  
「助葬・葬祭事業（みんせい）」

6. 基本財産の増減の内容及び金額  
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	95,400,000	0	0	95,400,000
建物	109,827,082	0	7,279,847	102,547,235
合計	205,227,082	0	7,279,847	197,947,235

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし
8. 担保に供している資産  
該当なし
9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	375,766,654	273,219,419	102,547,235
小計	375,766,654	273,219,419	102,547,235
その他の固定資産			
建物	120,091,263	76,866,543	43,224,720
構築物	9,223,753	8,253,098	970,655
機械及び装置	24,303,356	14,328,873	9,974,483
車輛運搬具	14,289,876	14,224,100	65,776
器具及び備品	83,610,017	75,608,424	8,001,593
その他の固定資産	45,980	0	45,980
小計	251,564,245	189,281,038	62,283,207
合計	627,330,899	462,500,457	164,830,442

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
該当なし
11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし
12. 関連当事者との取引の内容  
該当なし
13. 重要な偶発債務  
該当なし
14. 重要な後発事象  
該当なし
15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし